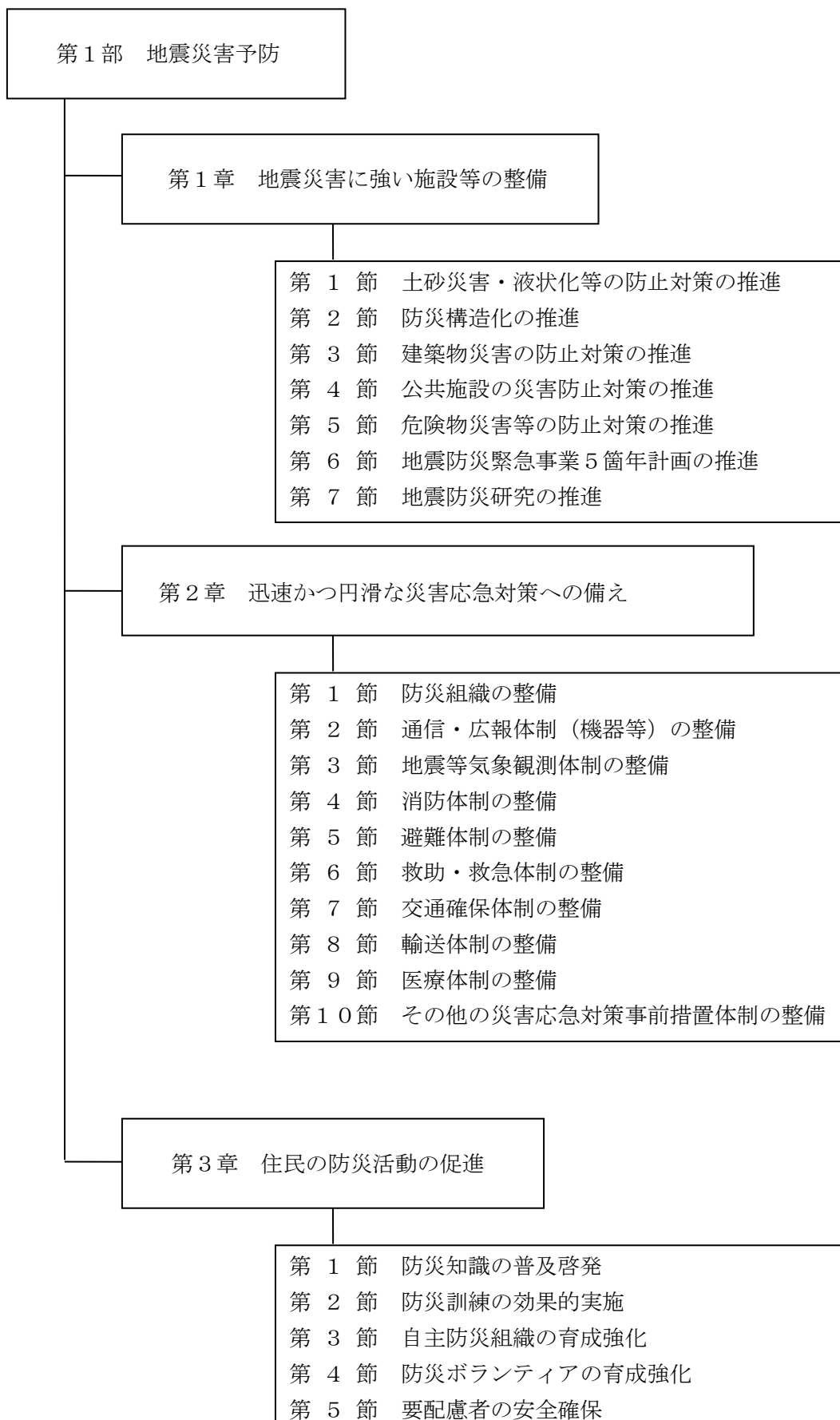


第3編 地震災害対策編

第1部 地震災害予防



第1部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

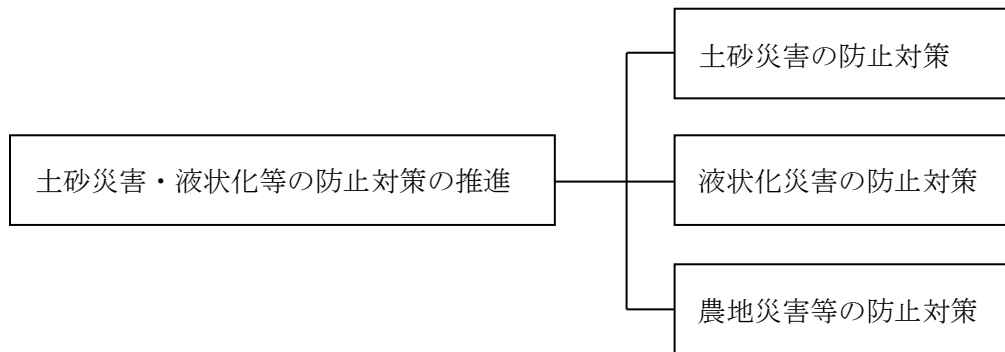
本章では、このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進〔実施責任者：建設課・農政課・耕地林務課〕

本市は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、急傾斜地崩壊等の被害を受けやすく、地震等においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。

このような災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。



第1 土砂災害の防止対策

本市は、広範囲にシラス土壌に覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。県地震被害予測調査（平成7～8年度）によると、地震時は震源の近傍を中心に斜面崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害の発生が予測されるほか、道路交通の不通箇所が予測される。

市及び県は、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定した危険区域に対し、災害防止事業を行い、行為規制や巡視等予防上必要な措置を行う。

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒避難体制の整備等については、一般災害対策編第1部第1章第1節「土砂災害等の災害防止対策の推進」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

市は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造物対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、市は新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

市は、これまで、液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、住民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害等の防止対策

1 農地災害等の防止対策

市は、被災した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池や農道橋等の農業用施設について、県と連携を図りながら関係法令に基づいて耐震性の診断を実施し、対策の必要なものはその整備に努める。

また、既存のダムや防災重点農業用ため池等の主要な施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて耐震化の診断をする等、地震時に備えた対策を推進する。

2 危険箇所の把握及び情報周知

市及び県は、防災重点農業用ため池等が地震により決壊した場合、人命に関わる被害が想定される施設について、浸水想定区域等を把握するための調査を行う。

市は、得られた調査結果に基づき、危険箇所等の情報を市の防災マップ等に明示し、地域住民へ周知する。

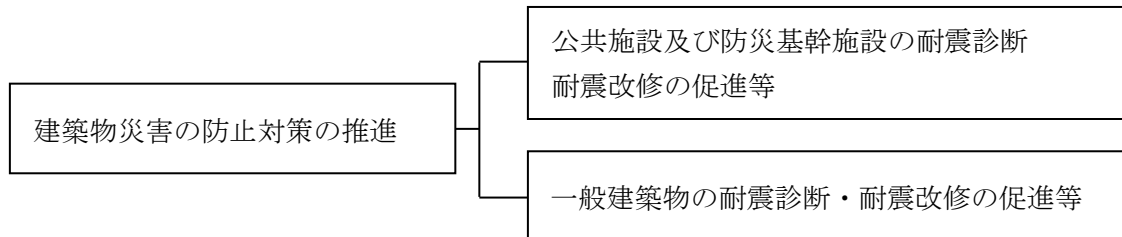
第2節 防災構造化の推進〔実施責任者：都市政策課〕

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、新規事業等の事業に際して、各法令等に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導等を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、市における、ハード・ソフト両面からの防災対策等を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

具体的な内容については、一般災害対策編第1部第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

第3節 建築物災害の防災対策の推進〔実施責任者：都市政策課〕

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。



第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・改修等の実施

市の庁舎、消防、学校、公民館及び福祉機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、市は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震改修の促進に努める。

さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育園についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の促進に努める。

また、県及び市は災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造物を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化等に努める。

2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、市は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震等にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化する等の液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

市は、住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

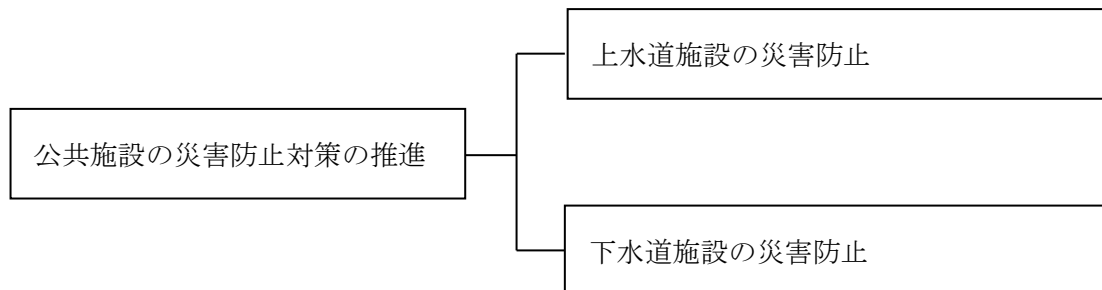
(3) 一般に対する指導啓発内容

- ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- イ 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進
- ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

第4節 公共施設の災害防止対策の推進〔実施責任者：市民生活課・建設課・水道課〕

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。

このため、公共施設の的確な維持管理に努め、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保等、施設の災害防止対策を推進する。



第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、各水道事業者は、地震に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが、今後、施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 浄水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進
- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

(9) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

第2 下水道施設の災害防止

1 地震に強い下水道施設・管路施設の整備の推進

市は、下水道施設について、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、地震災害に強い下水道施設の整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から、柔軟で外力を分散させる構造への敷設替えの推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

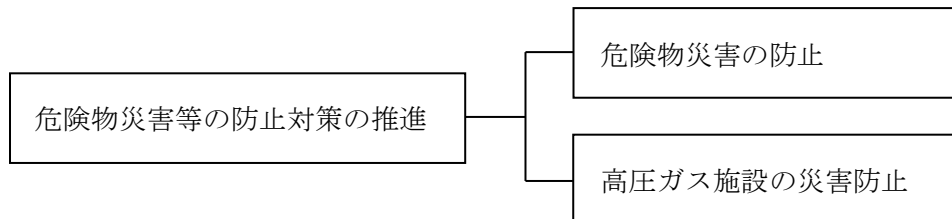
2 集中監視システムの活用

浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

第5節 危険物災害等の防止対策の推進〔実施責任者：消防組合〕

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、石油等の危険物や高圧ガス等の漏えい・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。



第1 危険物災害の防止

1 危険物施設の保安監督・指導

市及び県は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物取扱者への保安教育の徹底

市は、県の行う消防法に基づく取扱作業の保安に関する講習会への受講を推進する。

第2 高圧ガス施設の災害防止

市及び県は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第6節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進〔実施責任者：防災安全課〕

県は、第5次地震防災緊急事業5箇年計画（平成28～令和2年度）に引き続き、第6次地震防災緊急事業5箇年計画（令和3～7年度）に基づいて、地震防災上特に緊急を要する施設の整備を、県下全域において重点的・計画的に推進している。

市は、県が作成した5箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき以下の施設等の計画的な推進を図る。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関，その他法令で定める医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設又は公立幼稚園のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 第7号から第9号までに掲げるもののほか，不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (12) 砂防施設，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又はため池で，家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 非常用食糧，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (18) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第7節 地震防災研究の推進〔実施責任者：防災安全課〕

市、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

市は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

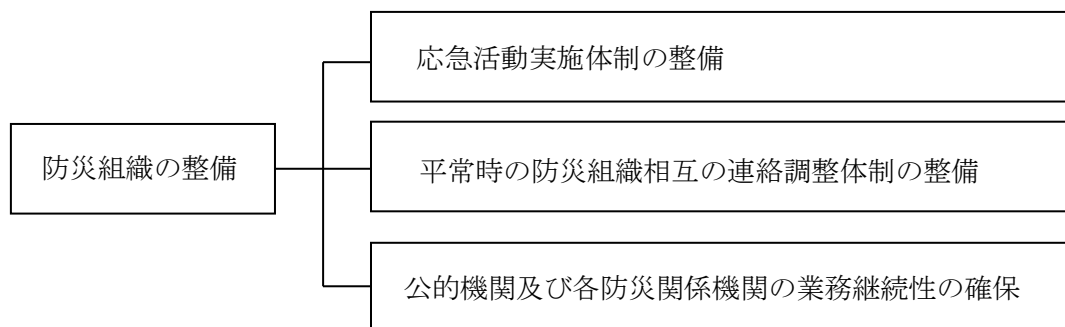
本章では、このような地震災害対策への事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備〔実施責任者：防災安全課〕

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立等、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を地震の発生初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、市及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話等、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

（市の動員配備体制は、一般災害対策編第2部第1章第1節第1「市の応急活動体制の確立」参照）

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。
(災害対策本部の設置方法は、一般災害対策編第2部第1章第1節第1「市の応急活動体制の確立」参照)

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

(3) 災害対策本部室の職員の育成

災害対策本部室の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

市及び防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

市及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に実施

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に実施し、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

(1) 市における連絡手続等の明確化

市は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように、南九州市地域防災計画に明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

市は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

1 市及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等に努める。

2 特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 [実施責任者：総務課・防災安全課]

大規模な地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

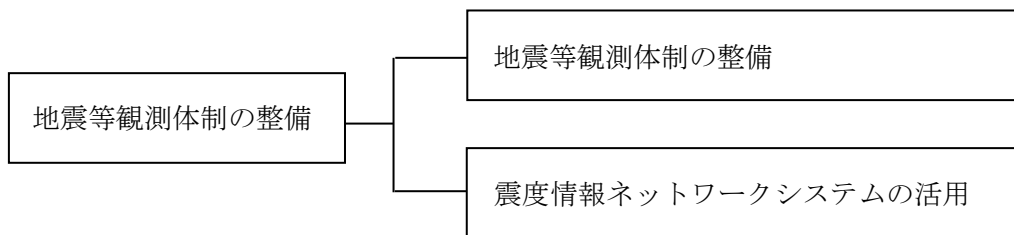
このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化等、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

具体的な計画については、一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第3節 地震等観測体制の整備 [実施責任者：防災安全課]

地震による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 地震等観測体制の整備

市及び関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計，自記雨量計，自記水位計等の整備充実を図る。

第2 震度情報ネットワークシステムの活用

消防庁，県，市をネットワークで結び，県下各地に配備した計測震度計を利用し，県下市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し，地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備〔実施責任者：防災安全課・消防組合〕

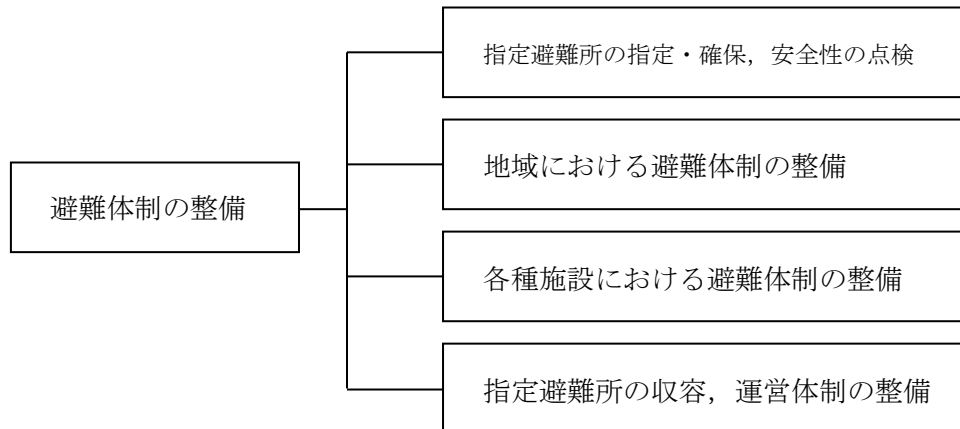
地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関と協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防本部等のほか消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第4節「消防体制の整備」に準ずる。

第5節 避難体制の整備 [実施責任者：福祉課]

地震時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に高齢者、障害者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。



第1 指定避難所の指定・確保, 安全性の点検

1 避難予定場所の指定

市は、市地域防災計画等を踏まえて、液状化、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等の公共建物の他、企業等が有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め、その所在、名称、概況、収容人員等の把握に努める。

また、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお、避難予定場所として学校等を指定する場合は、あらかじめ指定避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに、避難者の範囲や規模、運営方法、管理者への連絡体制等についても学校・教育委員会と共有しておく。

市は、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底しておくものとする。

なお、自治会及び自主防災組織等は、指定避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に避難できる場所を確保するよう努める。

2 指定避難所の確保と整備

(1) 指定避難所の確保

指定避難所は、学校、公民館等の既存建物を利用する。

(2) 指定避難所の収容能力等の把握

市は、市地域防災計画等を踏まえて、液状化、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの指定避難所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、指定避難所の指定にあたっては、大規模災害時における指定避難所の機能低下や喪失に対応できるような量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、指定避難所である旨を明確に表示しておく。

また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、指定避難所とする。

(3) 指定避難所の整備

市が、指定避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災安全課と福祉課が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所における救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレ等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、指定避難所で長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなるおそれがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

(4) 指定避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

3 指定避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や指定避難所の確保については、液状化、斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

避難路については、液状化、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、避難路沿いに標高や指定避難所までの距離・時間を示した標高等の整備に努める。

併せて、指定避難所や避難路のバリアフリー化に努める。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 市長は、地震の発生に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）、を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、地震災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」を「避難指示等」と総称する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の指示、誘導」を準用する。

イ 市長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

ウ 市長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、鹿児島県地域防災計画及び本計画により行う。

(2) 避難指示（緊急）等の実施要領

ア 市長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ本計画において実施要領を定めておく。

イ 市長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法令に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、市長にも通知しなければならない。

ウ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

エ 状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送等の方法を講じておく。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに指定避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地すべり等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送等の方法を講じておく。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節の「通信・広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 防災行政無線等を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ・ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、自治会無線放送施設等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

市は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険区域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

市は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用等、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

3 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府）や「要配慮者の避難支援モデルプラン」（平成26年2月 鹿児島県）を参考にして、市は、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

市は、日頃から要配慮者、特に避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた指定避難所等の指定・整備

指定避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分に配慮したものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、指定避難所においては、高齢者や身体障害者等の介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の指定避難所とは別に、マンパワー等、介護に必要な機能を備えた指定避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

第3 各種施設における避難体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第3「各種施設における避難体制の整備」に準ずる。

第4 指定避難所の収容・運営体制の整備

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第5節第4「指定避難所の収容・運営体制の整備」に準ずる。

第6節 救助・救急体制の整備〔実施責任者：消防組合〕

地震時には、建物倒壊、火災、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第6節「救助・救急体制の整備」に準ずる。

第7節 交通確保体制の整備〔実施責任者：建設課〕

地震時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第7節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第8節 輸送体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害時には、被害者の避難、災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第8節「輸送体制の整備」に準ずる。

第9節 医療体制の整備〔実施責任者：健康増進課・消防組合〕

地震発生時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準等、医療体制の整備を計画的に推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第9節「医療体制の整備」に準ずる。

第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備〔実施責任者：防災安全課〕

市は、その他の地震災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定される等の地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第10節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

第3章 住民の防災活動の促進

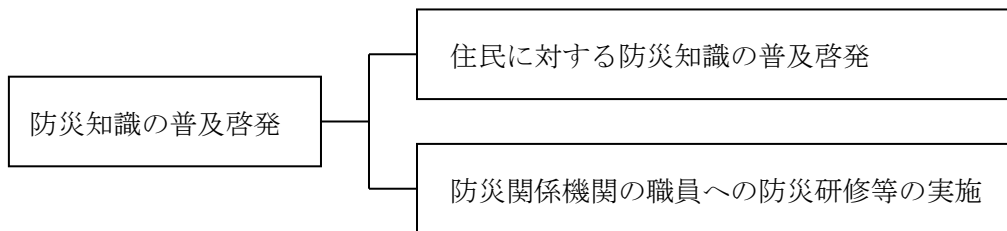
地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発〔実施責任者：防災安全課・社会教育課・学校教育課〕

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある担当部署は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。



第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 住民への防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、災害防止運動を行い、住民の防災知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

市が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ、テレビ、自治会放送施設
- イ 新聞
- ウ 市ホームページ（モバイルを含む）
- エ 広報誌、印刷物（チラシ、ポスター含む）
- オ 映画、ビデオ、スライドの制作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

ア 住民及び自主防災組織の責務

住民及び自主防災組織は、各種防災対策を行うとともに、市及び防災関係機関と連携し、協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 家庭での予防・安全対策

- ① 災害に備えた「最低3日、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
- ② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 負傷の防止や避難路の確保の観点から家具等の転倒防止対策
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- ⑤ 地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(ウ) 出火防止、初期消火等の心得

(エ) 家屋内、路上、自動車運転中等、様々な条件化で災害が発生した時の行動

(オ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動

(カ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(キ) 災害危険箇所の周知

(ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ケ) 負傷者、要配慮者等の救出の心構えと準備

(コ) 船舶等の避難措置

(サ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

(シ) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容

(ス) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

(セ) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- ① 災害情報の聴取並びに聴取方法
- ② 停電時の照明
- ③ 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

- ④ 屋根・雨戸等の補強
- ⑤ 排水溝の整備
- ⑥ 初期消火，出火防止の徹底
- ⑦ 避難の方法，避難路，指定緊急避難場所の確認
- ⑧ 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

(ア) 家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影する等，生活の再建に資する行動

カ その他，災害の態様に応じた取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお，市，県，その他の防災機関は，「県民防災週間」「防災週間（「防災の日」9月1日を含む1週間）」「防災ボランティア週間（「防災とボランティア週間」1月17日を含む1月15日から1月21日）」「津波防災の日」（11月5日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園，小・中学校，高等学校等における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習会等をカリキュラムに組み込む等，教育方法を工夫しつつ実施する。また，市は学校において，外部の専門家や保護者等の協力の下，防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに，学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

青少年，女性，高齢者，障害者，ボランティア等を対象とする社会教育の場での防災教育は，校区・地区公民館等の各種社会教育施設等を活用する等，地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で，それぞれの属性等にに応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育を徹底する。

3 防災教育の伝承

市は，過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存，住民及び児童・生徒への周知に努める。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また，災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか，調査分析結果や各種資料の収集・保存等により，住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

市及び防災関係機関は，日頃より各々の職員に対して，防災対策の責務・役割を徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお，地震・津波災害時において，市及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場

に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意等の防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛ける等、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の効果的実施〔実施責任者：防災安全課〕

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に実行できるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任者を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

第3節 自主防災組織の育成強化〔実施責任者：防災安全課〕

災害を未然に防止又は軽減するためには、市及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

市は、自主防災組織の活動の活性化・育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第3節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。

第4節 防災ボランティアの育成強化〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援する等、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第5節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第5節 要配慮者の安全確保〔実施責任者：福祉課〕

高齢者や乳幼児，障害者，外国人，妊産婦，観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際化の進展，高速交通網の発達による県内への流入人口の増加に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，市及び防災関係機関は，平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第3章第7節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第2部 地震災害応急対策

| | |
|---------------------------|--|
| <p>第2部 地震災害応急対策</p> | <p>第1節 応急活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4節 広域応援体制 第5節 自衛隊の災害派遣 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第7節 ボランティアとの連携等</p> |
| <p>第1章 活動体制の確立</p> | |
| <p>第2章 初動期の応急対策</p> | <p>第1節 地震情報等の収集・伝達 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第3節 広報 第4節 水防・土砂災害等の防止対策 第5節 消防活動 第6節 避難の指示、誘導 第7節 救助・救急 第8節 交通確保・規制 第9節 緊急輸送 第10節 緊急医療 第11節 要配慮者への緊急支援</p> |
| <p>第3章 事態安定期の応急対策</p> | <p>第1節 避難所の運営 第2節 食料の供給 第3節 応急給水 第4節 生活必需品の給与 第5節 医療・保健 第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第7節 動物保護対策 第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等 第10節 住宅の供給確保 第11節 文教対策 第12節 義援金・義援物資等の取扱い 第13節 農林水産業災害の応急対策</p> |
| <p>第4章 社会基盤の応急対策</p> | <p>第1節 電力施設の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第6節 道路・河川等公共施設の応急対策</p> |

第2部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、市及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得る等、効果的な体制を確立する必要がある。

本章では、このような活動体制の確立にかかる対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立〔実施責任者：全部〕

地震の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

具体的な計画については、一般災害対策編第2部第1章第1節第1「市の応急活動体制の確立」に準ずる。ただし、地震発生の際は、次の動員配備体制とする。

| 配 備 体 制 | 配 備 基 準 | 活 動 内 容 |
|----------|---|---|
| 情報連絡体制 | <ul style="list-style-type: none"> ●震度4の地震が発生した場合 ●その他市長が特に必要と認めたとき | 小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。 |
| 災害警戒本部体制 | <ul style="list-style-type: none"> ●震度5弱以上の地震が発生した場合 ●震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合 ●その他市長が必要と認めたとき | 災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策等、防災対策の一層の確立を図る。 |
| 災害対策本部体制 | <ul style="list-style-type: none"> ●震度6弱以上の地震が発生した場合 ●震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのある場合 | 災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ市の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。 |

第2節 情報伝達体制の確立〔実施責任者：全部〕

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、一般災害対策編第2部第1章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用〔実施責任者：防災安全課〕

大規模な地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて市、県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制〔実施責任者：全部〕

大規模な地震が発生した場合、被害が拡大し、被災した県、市町村及び各防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

具体的な体制については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣〔実施責任者：防災安全課〕

大災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第1章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等〔実施責任者：福祉課・南九州市社会福祉協議会〕

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、市では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第1章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

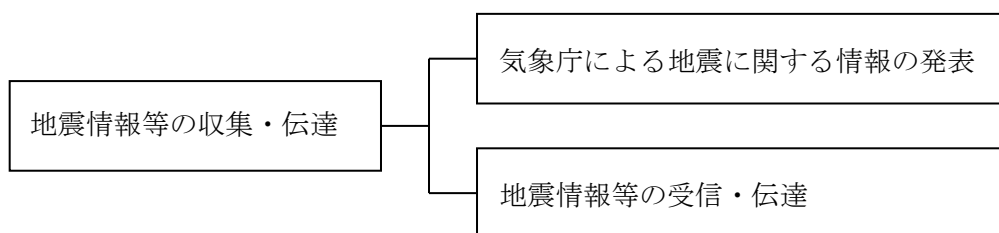
第2章 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

本章では、このような初動期の応急対策について定める。

第1節 地震情報等の収集・伝達〔実施責任者：防災安全課〕

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。このため、市及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象庁による地震に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想される地域及び震度4以上が予想される地域名を緊急地震速報（警報）で発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を以下に示す。

地震情報の種類、発表基準、内容

| 地震情報の種類 | 発表基準 | 内容 |
|-------------|---|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない。） | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。 |
| 震源・震度に関する情報 | 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 | 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 |
| 各地の震度に関する情報 | 震度1以上 | 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 |
| 遠地地震に関する情報 | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 | 地震発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |

※地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次以上のような情報を発表。

気象庁の震度階級表

● 人の体感・行動, 屋内の状況, 屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|--|---|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯等のつり下げ物がわずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。 | 電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が恐怖を覚え物につかまらなると感じる。 | 電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停車する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうさされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

● 木造建築物（住宅）の状況

| 震度 階級 | 木造建築物（住宅） | |
|----------|-----------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | — | 壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 5強 | — | 壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 6弱 | 壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり，建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強 | 壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや，倒れるものが多くなる。 |
| 7 | 壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 | 傾くものや，倒れるものがさらに多くなる。 |

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度 階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|----------|--|---|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5強 | — | 壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 6弱 | 壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| 6強 | 壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁，梁（はり），柱等の部材に，斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ，倒れるものがある。 |
| 7 | 壁，梁（はり），柱等の部材に，ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し，まれに傾くものがある。 | 壁，梁（はり），柱等の部材に，斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ，倒れるものがある。 |

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立体的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況 | 斜面等の状況 |
|------|--|---|
| 5弱 | 亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。 |
| 5強 | | かけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6弱 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。 |
| 7 | | |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さな地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|-------------------|---|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。 |
| 鉄道の停止 高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。 |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認のため、時間がかかることがある。 |

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

| | |
|---------------------------------|---|
| 長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器等が大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損・脱落 | 体育館、屋内プール等、大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁等、構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

● 津波警報・注意報の種類

| 種類 | 発表基準 | 発表される津波の高さ | | 想定される被害と取るべき行動 |
|-------|---|------------------------|------------|--|
| | | 数値での発表 (津波の高さ予想の区分) | 巨大地震の場合の発表 | |
| 大津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。 | 10m超 (10m<予想高さ) | 巨大 | 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難してください。 |
| | | 10m (5m<予想高さ≤10m) | | |
| | | 5m (3m<予想高さ≤5m) | | |
| 津波警報 | 予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合 | 3m (1m<予想高さ≤3m) | 高い | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等、安全な場所へ避難してください。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場所であって、津波による災害のおそれがある場所。 | 1m (0.2m<予想高さ≤1m) | 表記しない | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 |

● 津波予報

| 発表される場合 | 内容 |
|----------------------|---|
| 津波が予想されないとき | 津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表します。 |

第2 地震情報等の受信・伝達

1 地震情報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、図1の津波警報等の基本的伝達系統のとおり。

なお、地震や津波に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

(2) 地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達系統は、図2の気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統と図3の県内73箇所の震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統のとおり。

また、緊急地震速報の伝達系統については、図4緊急地震速報の伝達系統のとおり。

図1 津波警報等の基本的伝達系統

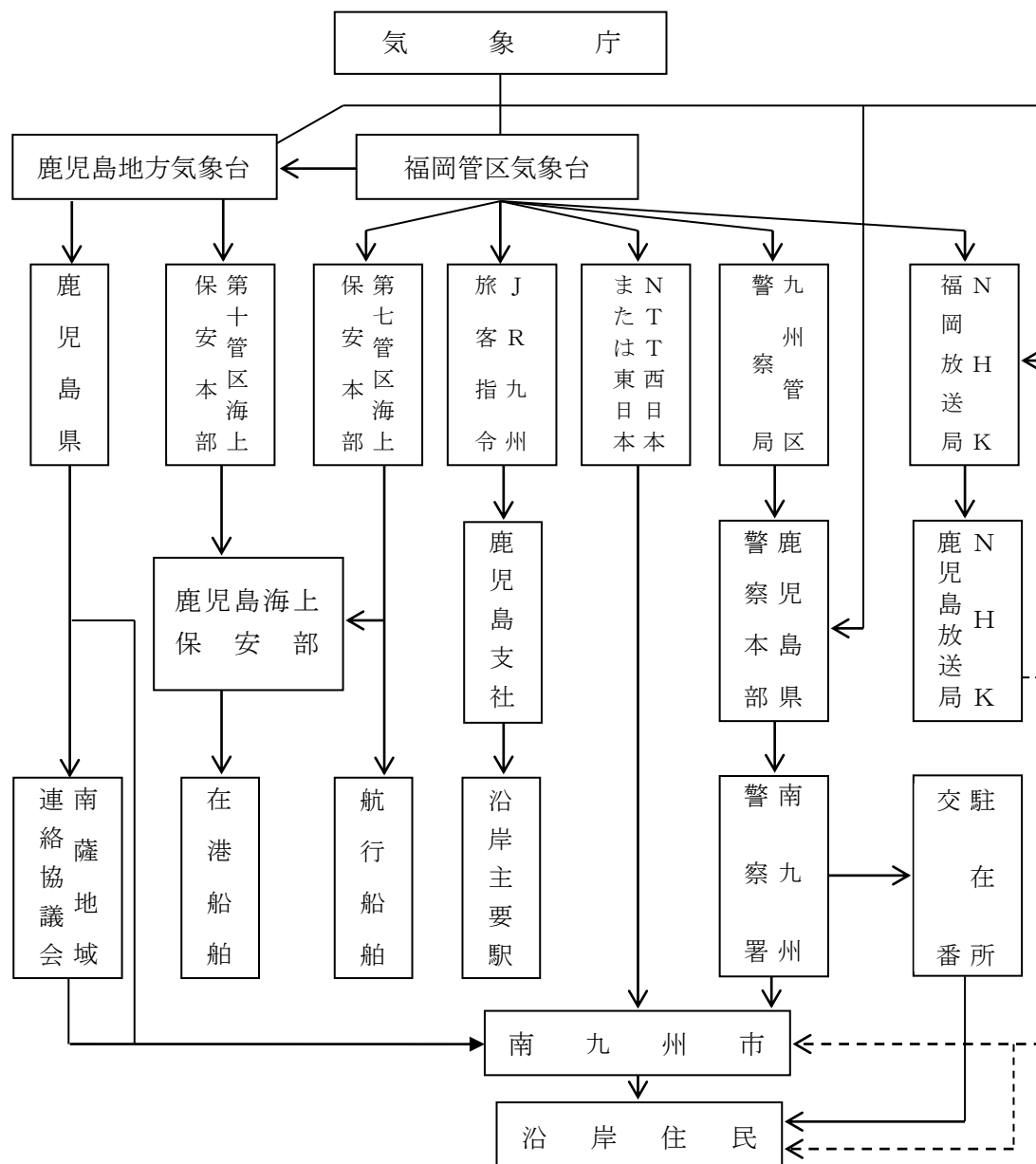


図2 気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統

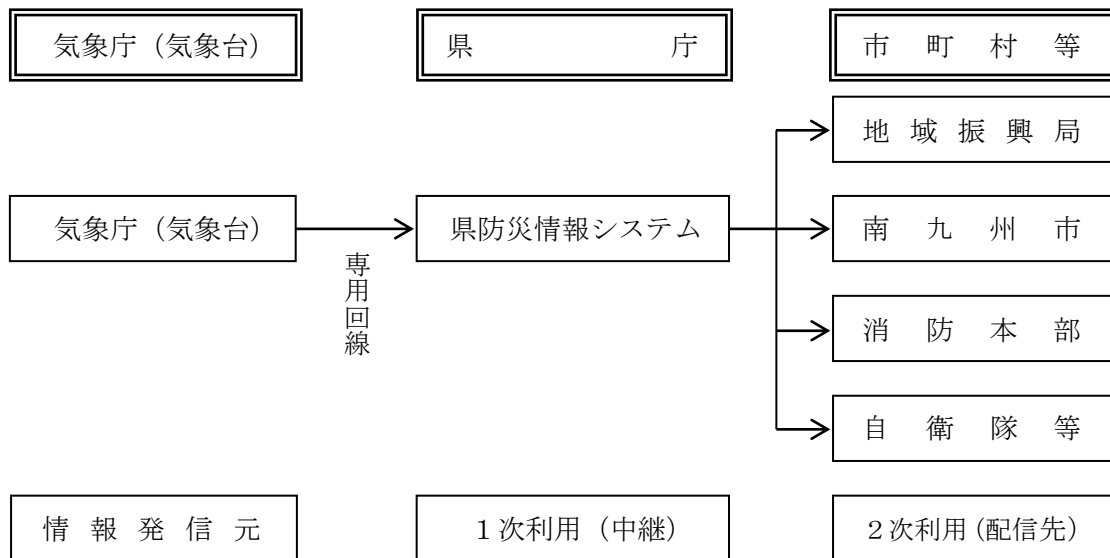


図3 震度情報ネットワークシステムによる地震情報の伝達系統

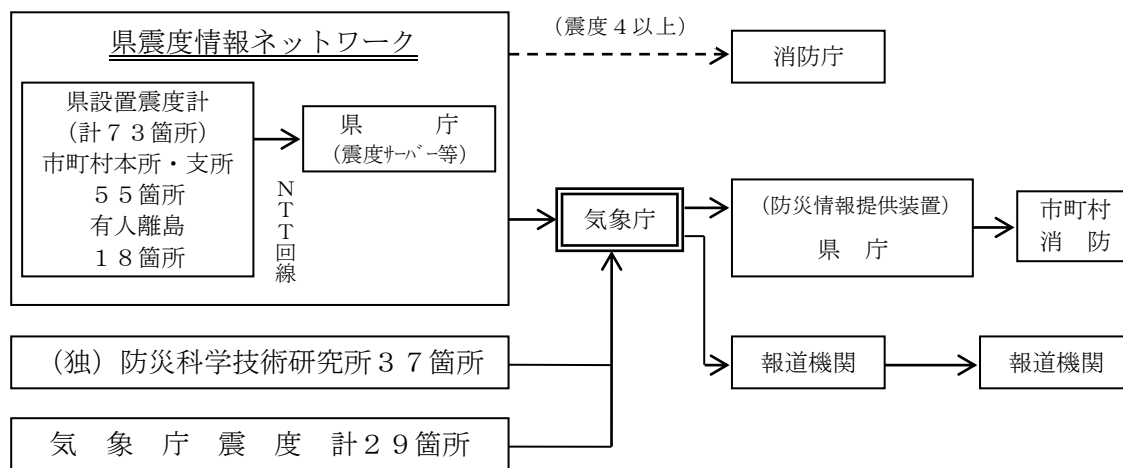
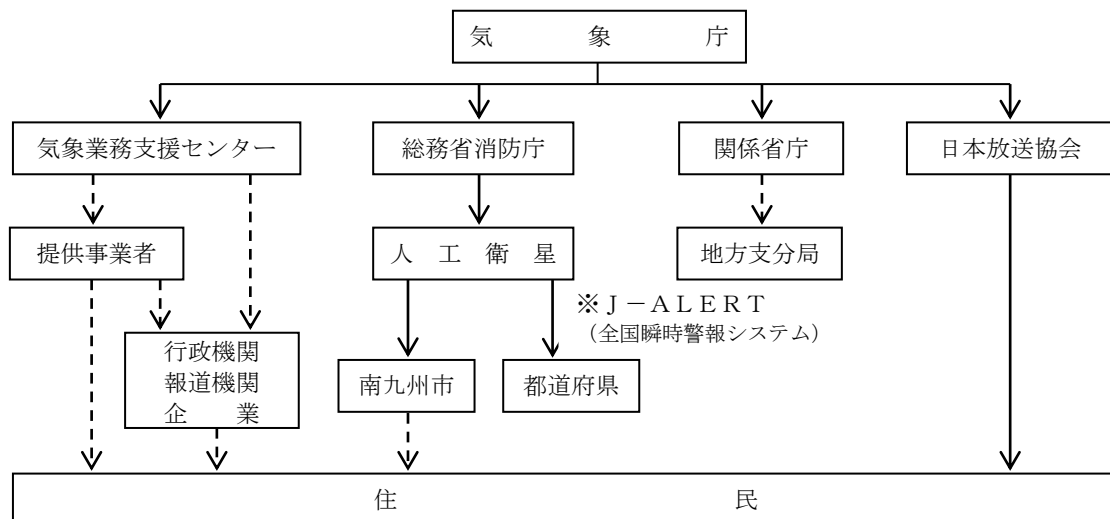


図4 緊急地震速報の伝達系統



第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達〔実施責任者：全部〕

市災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害報告を収集し、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置き、情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

1 災害情報等の収集・伝達

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、**要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）**についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等、住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(1) 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的、住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

(2) 災害情報等の収集

ア 市（消防機関含む）による情報収集

市職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報のほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告（災害状況速報）による。一般の市職員の場合も、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告（災害状況速報）する。

(3) 災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

ア 市における報告情報の収集

市本部において、上記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

イ 市から県等への報告

市は、震度4以上の地震を把握した場合は、県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

(ア) 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

①勤務時間外（防災安全課長の登庁直後）

②勤務時間内（地震・津波発生直後）

(イ) 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震・津波発生後、30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、市は県・消防庁に対して報告を行う。この段階で市災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

(ウ) 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

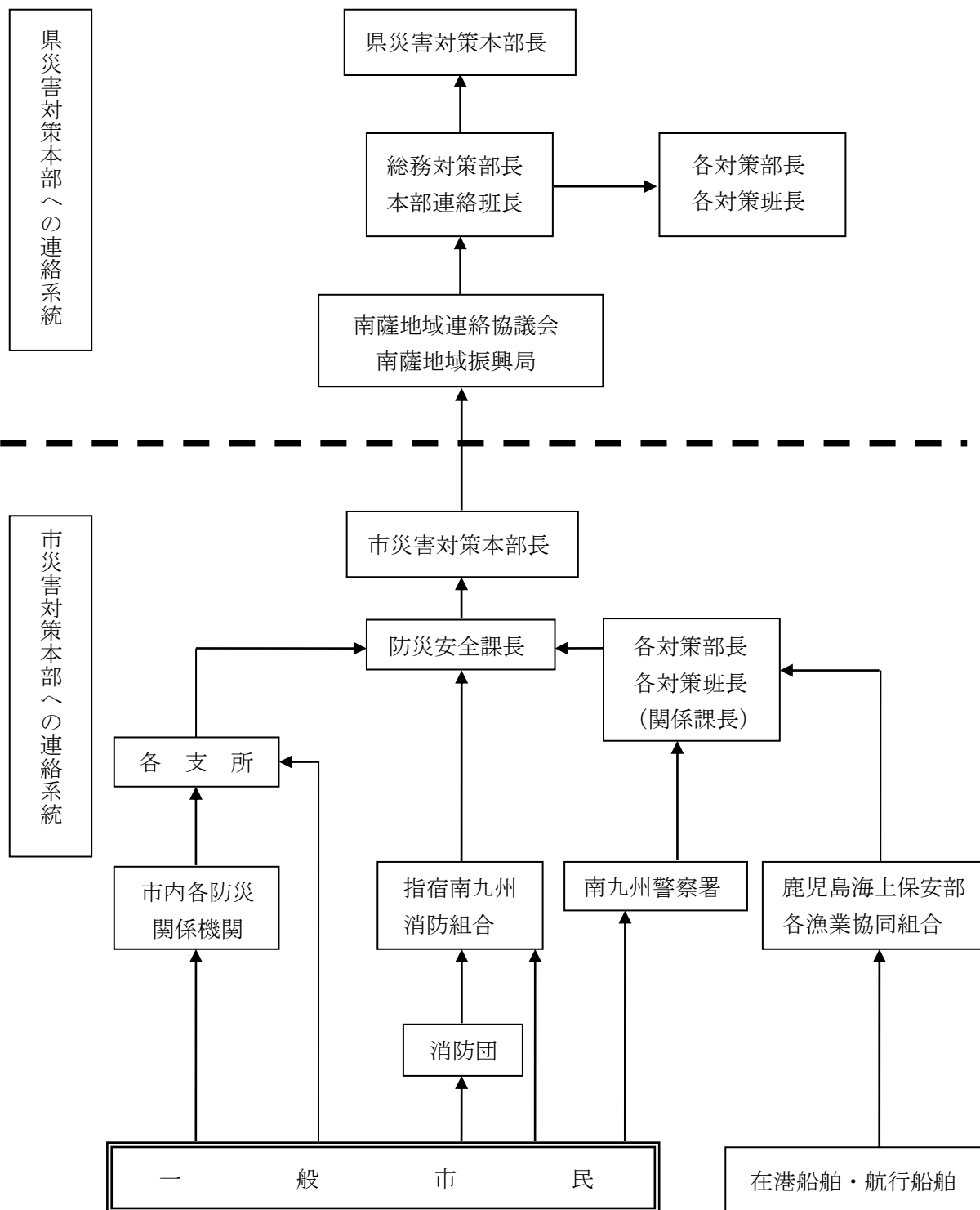
地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、災害情報等収集報告システムと同一のシステムと方法を用いる。

(エ) 市（消防組合）は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

ウ 災害情報等を収集するにあたっての留意事項

市及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

災害情報等収集報告系統図



(4) 災害情報等の種類及び内容等

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第3節 広報〔実施責任者：防災安全課〕

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要な情報を市民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

なお、市の防災担当者は、地震を感じたときは、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を防災安全課長と協議し即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第2章第3節「広報」を準用する。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策〔実施責任者：防災安全課・建設課・消防組合・消防団〕

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、水防団（消防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

具体的な対策については、一般災害対策編第2部第2章第4節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用する。

第5節 消防活動〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

地震災害時に、火災が発生した場合、市（消防団）・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第5節「消防活動」を準用する。

第6節 避難の指示、誘導〔実施責任者：防災安全課〕

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずるものとする。

具体的な内容については、一般災害対策編第2部第2章第6節「避難の指示、誘導」を準用する。

第7節 救助・救急〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団〕

地震発生時には、建物の倒壊や地震火災等による多数の要救出現場や要救助者、重傷者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第7節「救助・救急」を準用する。

第8節 交通確保・規制〔実施責任者：建設課・関係機関〕

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第8節「交通確保・規制」を準用する。

第9節 緊急輸送〔実施責任者：防災安全課・関係機関〕

地震災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第9節「緊急輸送」を準用する。

第10節 緊急医療〔実施責任者：健康増進課〕

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関事自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム「DMAT」及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第10節「緊急医療」を準用する。

第11節 要配慮者への緊急支援〔実施責任者：福祉課〕

地震災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「南九州市避難行動要配慮者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動については、一般災害対策編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する指定避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供等に努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 指定避難所の運営〔実施責任者：福祉課〕

地震災害時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、指定避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第1節「指定避難所の運営」を準用する。

第2節 食料の供給〔実施責任者：市民生活課・教育総務課・農政課・防災安全課〕

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第2節「食料の供給」を準用する。

第3節 応急給水〔実施責任者：水道課〕

地震災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、指定避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した応急給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第3節「応急給水」を準用する。

第4節 生活必需品の給与〔実施責任者：福祉課・社会福祉協議会・防災安全課〕

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早期な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第4節「生活必需品の給与」を準用する。

第5節 医療・保健〔実施責任者：健康増進課〕

地震災害時の初期の医療活動については、「第2章第10節緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療・保健の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災地においては、健康状態の把握やメンタルケア等を行うが、「災害時保健活動マニュアル」等を活用し、迅速かつ適切な対応に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第5節「医療・保健」を準用する。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策〔実施責任者：市民生活課・健康増進課〕

地震災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に多数の被災者が収容される指定避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生対策に関し、適切な処置を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第6節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」を準用する。

第7節 動物保護対策〔実施責任者：市民生活課〕

被災した飼養動物の保護収容、指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第7節「動物保護対策」を準用する。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策〔実施責任者：市民生活課〕

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や火災等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる指定避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用する。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等〔実施責任者：防災安全課・消防組合・消防団・市民生活課〕

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第9節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」を準用する。

第10節 住宅の供給確保〔実施責任者：福祉課・都市政策課〕

地震災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理を行うために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第10節「住宅の供給確保」を準用する。

第11節 文教対策〔実施責任者：教育総務課・学校教育課〕

地震災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の指定避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第11節「文教対策」を準用する。

第12節 義援金・義援物資等の取扱い〔実施責任者：市民生活課・社会福祉協議会〕

地震災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第12節「義援金・義援物資等の取扱い」を準用する。

第13節 農林水産業災害の応急対策〔実施責任者：農政課・耕地林務課・茶業課・畜産課・商工観光課〕

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第13節「農林水産業災害の応急対策」を準用する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑化、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策〔実施責任者：九州電力株式会社〕

地震災害時には、建物の倒壊、火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力株式会社が電力施設の防護、復旧を図り、早急な電力供給の確保を図るために必要な協力を行う。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第1節「電力施設の応急対策」を準用する。

第2節 ガス施設の応急対策〔実施責任者：ガス供給機関〕

地震災害時には、プロパンガスの埋没や流失等の被害が予想され、住民生活への支障が予想される。このため、ガス災害から住民を保護する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第2節「ガス施設の応急対策」を準用する。

第3節 上水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

地震災害時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第3節「上水道施設の応急対策」を準用する。

第4節 下水道施設の応急対策〔実施責任者：水道課〕

地震災害時には、地震動、液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第4節「下水道施設の応急対策」を準用する。

第5節 電気通信施設の応急対策〔実施責任者：西日本電信電話株式会社〕

地震災害時には、建物の倒壊、火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、市は、西日本電信電話株式会社による応急復旧対策に協力し、迅速に通信を確保する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第5節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策〔実施責任者：建設課〕

地震災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章第6節「道路・河川等の公共施設の応急対策」を準用する。